

その他

市営住宅を退去する方
または市営住宅に入居・同居を希望する方

市営住宅の退去手続き

市営住宅の入居・同居の相談

※受付窓口でご相談ください

3階 都市建設部総務課
0157-25-1626

P104

2021.1.4現在



〒090-8501
北見市大通西3丁目1番地1



市役所代表電話

0157-23-7111



お電話を担当へ
おつながります。

開庁時間 あさ 8時45分 ~ 夕方 5時30分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

端野総合支所、常呂総合支所、留辺蘂総合支所でも各種手続きができます。
なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

北見市ホームページ <http://www.city.kitami.lg.jp/>

手続きチェックシート

離婚される方へ

- 当事者間に離婚する意思の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停(裁判)離婚」があります。
- 協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名・押印と証人(成年2人)の署名・押印のうえ、届出してください。
- 未成年のお子さんがあるときは、夫婦の一方を親権者と定めてください。
- 調停(裁判)離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に届出をしてください。
- 本籍地が北見市でない場合は、戸籍謄本が必要となりますので、あらかじめ本籍地の市区町村からお取り寄せください。

関連する手続きは
内側にあります

必要な書類が届出の日にそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証 ・年金手帳
- ・介護保険証 ・北見市バス乗車証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

離婚

離婚に関連するおもな手続き

あてはまる手続きをご自身で確認してください

支所・出張所 マークのあるものは、支所・出張所でも受付しています。

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	北見市ガイド
住所 戸籍	住所が変わる方	住所変更（転入・転出・転居）	転入・転出・転居のチェックシートも確認してください！				P51
	前配偶者と同居中で、生計を別に行っている方	世帯分離届					
	姓が変わる方で、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	氏名変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード		住所・戸籍 あお		P53
	姓が変わる方で旧姓の印鑑で印鑑登録している方	自動的に登録廃止になります					P52
	離婚後も婚姻中の姓を引き続き使用したい場合	離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）	※受付窓口でご相談ください				P49
	お子さんの戸籍についてのご相談	入籍届、養子縁届など	※受付窓口でご相談ください				
保険 年金	国民健康保険に加入中で、姓など保険証の記載に変更がある方 →69歳までの方	新しい保険証の交付（後日郵送）	変更前の国民健康保険証				P65
	→70歳から74歳までの方	新しい保険証の交付（後日郵送）	変更前の国民健康保険証兼高齢受給者証				P65
	姓が変わる方で、75歳以上の方または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付（後日郵送）	変更前の後期高齢者医療保険証		住所・戸籍 あお		P60
	前配偶者の勤務先の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入（保険証は後日郵送） 国民年金の加入（20歳から60歳未満）	資格喪失日より14日以内 前配偶者の勤務先の健康保険の資格喪失証明書				P65 P72
	姓が変わる方、または世帯構成に変更がある方で、各種認定証をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に加入の方は勤務先へお問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など			健康保険・年金 ももいろ	P66 P69
	年金を受給している方	年金の氏名変更 ※共済年金の方は共済組合へ届出	・年金証書 ・氏名変更した方の認印			健康保険・年金 ももいろ	P72
子ども	児童手当を受給していて、受給者が変わる方（0歳～中学生）	児童手当の受給者変更 ※新たに申請する方が公務員の場合は、勤務先に申請してください	・請求者の通帳 ・健康保険証（親・子）			子ども・子育て オレンジ	P61
	子ども医療費受給者証をお持ちで、主たる生計維持者が変わる方（0歳～中学生）	子ども医療費助成の受給者証の変更・喪失	・子ども医療費受給者証 ・健康保険証（子） ※同意書や認印が必要な場合があります			健康保険・年金 ももいろ	P71
	放課後児童クラブ（児童館）の利用を希望する方	児童クラブ入会	・雇用証明書など ※各児童センターまでお問い合わせください			2階 青少年課	P63
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください			子ども・子育て オレンジ	P61
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更など					
		児童扶養手当の認定請求	※受付窓口でご相談ください			子ども・子育て オレンジ	P61
	ひとり親家庭等のご相談	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			健康保険・年金 ももいろ	P71
	小中学生のお子さんが出て、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校から申請書を受け取り必要事項を記入のうえ、当該学校へ提出してください			教育委員会 学校教育課 0157-33-1748	P63
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※受付窓口でご相談ください			子ども・子育て オレンジ	P61
重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります			健康保険・年金 ももいろ	P71	
高齢	姓が変わる方で介護保険証をお持ちの方（65歳以上または要介護認定を受けている方）	介護保険証の氏名変更（後日郵送）	介護保険証		住所・戸籍 あお		P77
	姓が変わる方で北見市バス乗車証をお持ちの方	北見市バス乗車証の氏名変更（後日郵送）	・北見市バス乗車証 ・申請者の認印 ・本人確認書類			障がい・高齢 介護サービス むらさき	P90
障がい	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・手帳所持者及び窓口に来られる方の認印 など			障がい・高齢 介護サービス むらさき	P75
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費受給者資格の変更	・重度心身障害者医療費受給者証 ・健康保険証 ※認印が必要な場合があります			健康保険・年金 ももいろ	P71
税・料金	上下水道の使用者名義が変わる方	使用名義変更	☎お電話で手続きできます			上下水道料金センター 0157-25-1178	P100
	税・料などの口座を変更する方	口座振替の変更	・預金通帳 ・通帳の届出印			税金のこと みどり	P58